

## 新型コロナウイルス感染症等発生時における業務継続計画 (障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	合同会社ウリーダム	種別	放課後等デイサービス
代表者	片岡 章吾	担当者	小山 駿一
所在地	日野市栄町 2-2-3	電話番号	042-506-2859

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3 - 3に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

# 新型コロナウイルス感染症等発生時における業務計画

## 第I章 総則

### 1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症等の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

### 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 3 主管部門

本計画の主管部門は、代表とする。

## 第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

### 1 対応主体

代表および担当者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 感染症発生時緊急時における体制、役割分担等の検討及び構築 体制整備  意思決定者・担当者の決定  役割分担	様式1 (別紙)
(2) 情報の共有・連携	情報共有範囲の確認  報告ルールの確認  報告先リストの作成・更新	様式2 (別紙)
(3) 感染防止に向けた	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集	様式3 (別紙) 様式8 (別紙)

<p>取組の実施</p>	<p>基本的な感染症対策の徹底</p> <p>利用者・職員の体調管理</p> <p>事業所内出入り者の記録管理</p>	
<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<p>保管先・在庫量の確認、備蓄</p> <p>委託業者の確保</p>	<p>様式 6 (別紙)</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<p>職員の確保</p> <p>相談窓口の設置</p>	
<p>(6) 業務調整</p>	<p>運営基準との整合性確認</p> <p>業務内容の調整</p>	<p>様式 7</p>

<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<p>BCP の共有 ・年一回運営会議で確認</p> <p>BCP の内容に関する研修 ・年一回感染症に関する研修</p> <p>BCP の内容に沿った訓練</p>	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<p>課題の確認</p> <p>定期的な見直し ・年一回見直しと修正</p>	

### 第三章 初動対応

感染疑いが発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

#### 1 対応主体

代表および管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	代表	担当者
医療機関、受診・相談センターへの連絡	担当者	児童発達支援管理責任者
利用者家族等への情報提供	児童発達支援管理責任者	担当者
感染拡大防止対策に関する統括	担当者	児童発達支援管理責任者

#### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	代表及び担当者へ報告  地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡  事業所内・法人内の情報共有  指定権者への報告  相談支援事業所への報告  家族への連絡	様式 2 (別紙)

<p>(2) 感染疑い者 への対応</p>	<p>【利用者】 利用休止の推奨 (発症後 5 日間かつ症状軽快から 24 時間経過の自宅待機)</p> <p>医療機関受診</p>	
<p>(3) 消毒・清掃 等の実施</p>	<p>場所 (居室・共用スペース等)、方法の確認</p>	

## 第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	代表	担当者
関係者への情報共有	担当者	児童発達支援管理責任者
再開基準検討	代表	担当者

### 2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
都道府県・保健所等と調整	
訪問サービス等の実施検討	
相談支援事業所との調整	
利用者・家族への説明	
再開基準の明確化	



## 第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑いの検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	代表	担当者
関係者への情報共有	担当者	児童発達支援管理責任者
感染拡大防止対策に関する統括	担当者	児童発達支援管理責任者
勤務体制・労働状況	代表	担当者
情報発信	児童発達支援管理責任者	担当者

### 2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	濃厚接触者の特定への協力  感染対策の指示を仰ぐ	様式4 (別紙)
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 体調や環境へ留意しての利用の判断。(発熱等の症状が出ていないか、感染者との隔離ができる状況なのか。)  相談支援事業所との調整  【職員】 体調や環境へ留意しての利用の判断。(発熱等の症状が出ていないか、感染者との隔離ができる状況なのか。)	

(3) 防護具・ 消毒液等の確保	在庫量・必要量の確認  調査先・調達方法の確認	様式 6 様式 2 (別 紙)
(4) 情報共有	事業所内・法人内での情報共有  利用者・家族との情報共有  自治体 (指定権者・保健所) との情報共有  関係業者等との情報共有	様式 2 (別 紙)
(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応	労務管理  長時間労働対応  コミュニケーション	

(6) 情報発信	関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応	
----------	---------------------------	--

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和5年4月1日	作成

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」  
別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

## (参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

○（各施設で必要なものを記載）